

平成19年度成果重視事業実施状況調書

事業所管(評価担当)部局課室名 情報通信政策局 情報流通振興課

評価年月 平成19年6月

1 事業名

電気通信行政情報システムの最適化事業

2 関係政策

(政策12)利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進

3 事業概要

(1) 事業の背景及び課題等

電気通信行政関連業務の実施においては、「我が国が5年以内(2005年)に世界最先端のIT国家となる」との目標を掲げるe-Japan戦略(H13.1.22 IT戦略本部決定)に沿って、情報通信技術の急速な進展を背景とした時代の要請に対応するため、業務の簡素化・合理化を進展させ、国民・企業等への利便性の高い良質な行政サービスを提供することが求められている。

また、政府全体として、電子政府の実現に向けた電子政府構築計画によって、行政内部の電子化はもとより行政情報の電子的提供及び行政手続の電子申請の実現並びに情報セキュリティ対策の強化が喫緊の取組課題として要請されている。

このため、電気通信行政関連業務の業務・システムにおいてもこれらの要請に的確に応え、便利で安心な行政サービスの提供及び効率的かつ合理的なシステムを実現することが必要である。

(2) 事業実施期間

平成18年度～平成20年度

(3) 事業費

総事業費5.8億円(うち18年度1.8億円)

4 事業の達成目標

(1) 定量的な達成目標及び現況

| 達成目標 | 目標値 | 目標年度 | 達成目標の現況 |
|-------------------------|--------------|----------|---------|
| | | | 18年度 |
| システム運用経費等の行政コスト削減 | 1.7億円程度削減/年度 | 平成21年度以降 | - |
| 業務処理時間の削減 | 4,200時間程度/年度 | 平成21年度以降 | - |
| 大規模災害によるセンターシステム停止期間の短縮 | 1日以内 | 平成21年度 | - |

(注1) 各年度の現況において「-」としているものは、本成果重視事業が事業実施中のため、現時点では現況の把握ができないものである。

(注2) は、17年度の実績値との比較

(2) 目標設定の考え方

目標設定の根拠等

本事業は、業務・システムの最適化を図るため、業務処理時間経費の削減効果(試算)等を数値で明示する電気通信行政関連業務における業務・システム最適化計画(平成18年3月27日策定)を実施するものであり、目標値は、この最適化計画の実施による効果として、システム運用経費等の行政コストの削減、業務処理時間の削減、大規模災害によるセンターシステム停止期間の短縮について、目標を設定するものである。

目標の達成度合いの判定方法・基準

ア 目標の達成状況の把握については以下のとおりとする。

(ア) システム運用経費等の行政コスト削減については、システム運用経費等の調達額

(イ) 業務処理時間の削減については、外部専門家による評価

(ウ) 大規模災害によるセンターシステム停止期間の短縮については、バックアップシステム稼働試験等を行いシステムの復旧時間を確認

イ 当該達成目標については、目標値の達成をもって目標が達成されたものと判定する。

また、本事業終了後には、事後事業評価方式により評価を行う。

(3) 目標達成のための手段等

目標達成のための具体的手段

ア 電気通信行政における許認可業務の効率化、合理化及び高度化の推進

(ア) 単純な作業の委託

(イ) 業務効率化のためのシステム化

(ウ) 外部機関等との通信ネットワークを介したデータ交換

(エ) 総務省総合文書管理システムとのシステム間連携

(オ) 審査に必要な情報の登録作業における効率化

(カ) 業務の高度化、統計・マネジメント機能の拡充

イ バックアップシステムの構築

ウ システムの統合、サーバの集約化等

エ システムの柔軟性、拡張性の確保等

目標達成のための手段と目標の因果関係

本事業は、電気通信行政事業の効率化、合理化及び高度化を推進し、システムの統合、サーバの集約化、システムの柔軟性及び拡張性の確保等を行うことにより、システム運用経費等の行政コストの削減や業務処理時間の削減を図るものである。また、バックアップシステムの構築により、サーバが完全集中化するセンターが大規模災害でシステム停止しても、その停止期間を短縮し、業務処理の継続を図るものである。

5 予算執行の効率化・弾力化によって得られる効果

(1) 予算執行の効率化・弾力化措置

「国庫債務負担行為」

「繰越明許費」

(2) 上記措置により得られる効果

「国庫債務負担行為」

国庫債務負担行為を活用して、複数年度の一括契約を行うことにより、同一の開発業者が設計から開発までの一連の作業を連続して行えることから、次年度の業者が新たな業者となる場合に生じる設計ドキュメント等の理解・確認を行う時間を削減することができ、事業時間の短縮及び予算の効率化が可能となる。

「繰越明許費」

事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計に関する諸条件その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあり、そのような状況が発生した場合に繰越明許費を活用し予算繰越を行うことにより、翌年度において事業実施が可能となる。

6 事業の目標の達成状況の分析（今後の課題）

現時点では、事業実施期間中(平成 18 年度～20 年度)であるため、本事業による効果が発現しておらず、具体的な分析が行えないが、目標年度を目指して引き続き取組を進めることが必要。

7 関係する閣議決定・計画等（評価に使用した資料等）

- ・電子政府構築計画

(H16.6.14 一部改定 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai9/9siryou2.pdf>

- ・業務・システム最適化計画対象の業務・システムについて

(H16.9.15 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議報告)

<http://www.e-gov.go.jp/doc/20040915doc1.pdf>

- ・重点計画2006 (H18.7.26 IT戦略本部決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060726honbun.pdf>

- ・電気通信行政関連業務における業務・システム最適化計画

(H18.3.27 総務省行政情報化推進委員会決定)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060327_5.html